

庁内検討委員会後からの変更点

No.	頁	変更前	変更後
1	震災 28 風水 30	■ 要請・受入れフロー ↑は総合応援の枠組み ↑は分野別の個別応援の枠組み 地域応援協定団体 (全国知事会等) 総務省 (応急対策職員派遣制度等) 要請・調整 埼玉県災害対策本部 他市町村災害対策本部 (相互応援協定) 応援派遣 新緑市災害対策本部 総務部 本部 県等の災対本部へ要請連絡 要請依頼 受援調整会議 各部の総合応援ニーズの集約 総合応援の受入れ、資源配分等の調整 分野別の個別応援の状況集約、食料、宿泊施設等の支援 要請・調整 報告 各班 受援担当者 総合応援のニーズ把握、要請、集約 総合応援の資源配分等の要請(調整会議への参加) 分野別の個別応援の要請連絡、受入れ、状況整理、状況集約 要請 企業、業界団体等 (分野別の災害協定) 水道協会、下水道協会等 (分野別の応援制度) 分野別の個別応援 応援派遣	■ 要請・受入れフロー ↑は総合応援の枠組み ↑は分野別の個別応援の枠組み 地域応援協定団体 (全国知事会等) 総務省 (応急対策職員派遣制度等) 要請・調整 埼玉県災害対策本部 他市町村災害対策本部 (相互応援協定) 応援派遣 新緑市災害対策本部 総務部 本部 県等の災対本部へ要請連絡 要請依頼 受援調整会議 各部の総合応援ニーズの集約 総合応援の受入れ、資源配分等の調整 分野別の個別応援の状況集約、食料、宿泊施設等の支援 要請・調整 報告 各班 受援担当者 総合応援のニーズ把握、要請、集約 総合応援の資源配分等の要請(調整会議への参加) 分野別の個別応援の要請連絡、受入れ、状況整理、状況集約 要請・調整 企業、業界団体等 (分野別の災害協定) 水道協会、下水道協会等 (分野別の応援制度) 分野別の個別応援 応援派遣

2	震災 18 震災 78 震災 79 風水 20 風水 78 風水 79 資料編 9-13	震災 18 2 被害調査（１）被害の調査 ※調査班及び市民班が行う罹災証明書、り災 <u>（被災）</u> 届出証明書の発行のための調査は「第 1 7 節応急住宅対策 第 1 住家の被害調査・罹災証明書の発行」参照 震災 78 第 1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行 【資料編】 3－1 被害の判定基準 9－12 罹災証明申請書・罹災証明書 9－13 り災 <u>（被災）</u> 届出証明願及びり災届出証明書 震災 79 2 罹災証明書等の発行 調査班は、被災者からの住家に対する「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災 <u>（被災）</u> 届出証明書」を必要に応じて発行する。 市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災 <u>（被災）</u> 届出証明書」を必要に応じて発行する。 風水 20、78、79 については、それぞれ震災 18、78、79 と同一の内容	震災 18 2 被害調査（１）被害の調査 ※調査班及び市民班が行う罹災証明書、り災届出証明書の発行のための調査は「第 1 7 節応急住宅対策 第 1 住家の被害調査・罹災証明書の発行」参照 震災 78 第 1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行 【資料編】 3－1 被害の判定基準 9－12 罹災証明申請書・罹災証明書 9－13 り災届出証明願及びり災届出証明書 震災 79 2 罹災証明書等の発行 調査班は、被災者からの住家に対する「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。 市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。 風水 20、78、79 については、それぞれ震災 18、78、79 と同一の内容
---	--	--	--

9-13 り災（被災）届出証明願及びり災（被災）届出証明書

り災（被災）届出証明願 及び り災（被災）届出証明書

年 月

朝 霞 市 長 あて

（申請者）住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、り災のあったことを届出します。

り災原因	
り災年月日	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分頃
発生場所	
り災内容 の概要	

上記のとおり り災の届出があったことを証明する。

この証明は損害の程度、過失の有無及び他の災害との因果関係を明らかにするものではない。

年 月 日

朝霞市長

証 明 番 号	第 号
備 考	

[添付書類] り災したことが分かる写真

9-13 り災届出証明願及びり災届出証明書

り災届出証明願 及び り災届出証明書

年 月

朝 霞 市 長 あて

（申請者）住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、り災のあったことを届出します。

り災原因	
り災年月日	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分頃
発生場所	
り災内容 の概要	

上記のとおり り災の届出があったことを証明する。

この証明は損害の程度、過失の有無及び他の災害との因果関係を明らかにするものではない。

年 月 日

朝霞市長

証 明 番 号	第 号
備 考	

[添付書類] り災したことが分かる写真

3	総則 49	第 1 0 節 災害情報体制の整備 第 2 情報収集・伝達体制の整備 担当 シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課、福祉相談課	第 1 0 節 災害情報体制の整備 第 2 情報収集・伝達体制の整備 担当 シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課、<u>福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課</u>
4	総則 50	4 女性等の視点の防災情報提供体制の整備 危機管理室と関係各課は、妊産婦、乳幼児、介護が必要な高齢者や障害のある人・病人等を抱える市民等が、平時から情報収集手段を確保し、災害時には積極的に情報を収集、発信、受信できる環境整備を推進する。	4 <u>女性や要配慮者等</u>の視点の防災情報提供体制の整備 危機管理室と関係各課は、<u>女性や要配慮者等</u>が、平時から情報収集手段を確保し、災害時には積極的に情報を収集、発信、受信できる環境整備を推進する。
5	総則 50	(3) 女性からの情報発信環境の整備 危機管理室、人権庶務課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課及び、健康づくり課は、災害時に、効果的な避難行動や適切な被災者支援が行われるよう、自主防災活動や避難所運営において、多様な世代・立場の<u>女性たち</u>が発言・発信できる機会や仕組みづくりを研究・検討する。	(3) <u>防災情報</u>発信環境の整備 危機管理室、人権庶務課<u>及び関係各課</u>は、災害時に、効果的な避難行動や適切な被災者支援が行われるよう、自主防災活動や避難所運営において、多様な世代・立場の<u>女性や要配慮者等</u>が発言・発信できる機会や仕組みづくりを研究・検討する。
6	総則 51	第 1 1 節 災害に備えた体制整備 第 1 1 女性や多様な視点の防災対策 担当 危機管理室、人権庶務課、デジタル推進課、地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課、関係各課	第 1 1 節 災害に備えた体制整備 第 1 1 女性や多様な視点の防災対策 担当 危機管理室、人権庶務課、デジタル推進課、地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課

7	総則 59	(2) 生活必需品備蓄計画の策定 ③ 危機管理室は、人権庶務課、健康づくり課、障害福祉課、長寿はつらつ課等と連携し、女性や多様な人々に配慮した備蓄物資について、備蓄場所や数量、品目（乳幼児・アレルギー対応等）等を検討し、備蓄計画を見直していく。 また、避難所以外で避難生活を送る女性や子ども、多様な人々の在宅避難者にも、物資が円滑に提供できる体制を検討していく。	(2) 生活必需品備蓄計画の策定 ③ 危機管理室は、人権庶務課、健康づくり課、障害福祉課、長寿はつらつ課等と連携し、女性や<u>要配慮者等の</u>多様な人々に配慮した備蓄物資について、備蓄場所や数量、品目（乳幼児・アレルギー対応等）等を検討し、備蓄計画を見直していく。 また、避難所以外で避難生活を送る女性や子ども、多様な人々の在宅避難者にも、物資が円滑に提供できる体制を検討していく。
8	総則 66	(7) 防災教育及び訓練の実施 災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布、ホームページなどのインターネット活用などを行う。 また、要配慮者に地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。 さらに、避難支援関係者と避難行動要支援者が協力し、安否確認や搬送等を行う訓練を実施する。 その他、防災訓練への要配慮者の参加を促進するため、<u>高齢者等のサロン活動や老人クラブ活動等を通じて元気な高齢者への広報も行う。</u>	(7) 防災教育及び訓練の実施 災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布、ホームページなどのインターネット活用などを行う。 また、要配慮者に地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。 さらに、避難支援関係者と避難行動要支援者が協力し、安否確認や搬送等を行う訓練を実施する。 その他、防災訓練への要配慮者の参加を促進するため、<u>多様な広報活動を行う。</u>

9	総則 70	(3) 女性等の防災リーダーの育成対策の整備 危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課、障害福祉課、長寿はつらつ課は、女性等の防災リーダーを育成する体制を整備する。 ① 女性等の防災リーダーの支援を行う体制づくりを検討する。 ② 子育て、高齢者、障害のある人、教育等の分野の関係者と連携した、男女共同参画で防災に取り組む体制づくりを検討する。 ③ 災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において、女性の役員、委員及びリーダーを登用されるほか、女性や多様な人々の視点での意見や配慮等が対策に反映され、かつ指揮・調整できるよう、行政の機能と体制を検討する。	(3) 女性等の防災リーダーの育成対策の整備 危機管理室、人権庶務課は、女性等の防災リーダーを育成する体制を整備する。 ① 女性等の防災リーダーの支援を行う体制づくりを検討する。 ② 各分野の関係者と連携した、男女共同参画で防災に取り組む体制づくりを検討する。 ③ 災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において、女性の役員、委員及びリーダーを登用されるほか、女性や多様な人々の視点での意見や配慮等が対策に反映され、かつ指揮・調整できるよう、行政の機能と体制を検討する。
---	-------	---	--